

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業	新築化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の電気設備の設置事業		
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における電気設備の設置に係る経費の減額事業
			補助率：定額 補助上限：9,710円/m ² （※1） 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はない）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし （ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）		
定員30人以上以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○		
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	○	○	○	○		
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	○	—	○	○	○	
		④ 介護医療院	—	—	○	—	○	—	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	○	—	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○	
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
地域密着型2・9人以下の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○		
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○		
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○		
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○		
		⑰ 小規模介護医療院	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○		
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○		
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	○	○	○	
		⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	—	—	—	○	○	—	
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—	
		㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—	
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	○	○	○	—	
		㉘ 介護予防拠点	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—	
		㉙ 地域包括支援センター	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—	
		㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
㉛ 緊急ショートステイ	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—			
㉜ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	—			

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に限らない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限り。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
補助対象事業	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 補助率：定額 補助上限：9,710円/m ² （※1） 補助下限：なし	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分） 補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	高齢者施設等の水害対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分） 補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分） 補助率：定額 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	高齢者施設等の給水設備整備事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし）	高齢者施設等の安全対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 補助率：定額 補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし （ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）
補助対象事業	スプリンクラー設備の整備 （定員のうち居室3～5人入居者が半数以上ある場合等、「施設が設置可能な構造を主として入居させるもの」に該当することが今後求められる施設を想定）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	①耐震化整備 ②耐震化等に関する取組が認められる市町村が認められたもの	①耐震化整備 ②耐震化等に関する取組が認められる市町村が認められたもの ③耐震化等に関する取組が認められる市町村が認められたもの （補助対象は「国1/2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取組について」のとおり）	①耐震化整備 ②耐震化等に関する取組が認められる市町村が認められたもの ③耐震化等に関する取組が認められる市町村が認められたもの （補助対象は「国1/2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取組について」のとおり）	①給水設備整備 （暖房・給水・給湯利用のための設備）	ブロック塀等の修繕等 （安全確保、劣化、傾斜や高さ、段差等に問題があるブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検実施方法は「参考」社会福祉協議会のブロック塀等の安全点検についてを参照）	換気システムの設置、換気口の設置について、施設の構造や仕様により、十分な換気が行えない場合は、換気設備の設置を行うことができる換気設備を設置するもの
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	第2の2のA、第3の2のA	第2の2のイ	第3の2のウ	第2の2のイ	第3の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のエ、第3の2のエ	第2の2のオ、第3の2のオ
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）	S (1)	S (3)	S (2)	S (1)	S (2)	S (2)	S (2)	S (2)	S (3)

対象経費
 防災・減災等事業補助計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事費内訳及び工事費内訳（工事費のため直接必要な事業に関する費用であって、旅費、送料、通運費、印刷費及び設計監査料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設の自家発電設備の設置に必要な商品購入費（商品設置に伴う工事費、運賃を含む。）を含む。）をい）、その他は、工事費又は工事費内訳の2.6%に相当する額を上限とする。）
 ただし、他の内訳（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事費内訳には、これと同額と認められる委託費、労務委託費と認められる職人賃金を含む。

留意事項

共通

ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の補助率が異なるような場合は、一律に低い補助率を適用すること。

イ 本事業は施設・事業所ごと補助を行うため、報告施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を定めること。なお、対象経費の実支出額が報告施設全体にしかおかない場合は、報告施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれ別の施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

ウ 報告に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は取得の増加した制度について、財政処分（取り直し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省管理一般設計補助金等に係る経費区分について」（平成20年7月17日老発041001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きを適切に行うこと。

エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

オ 当該の採択に当たって一定程度経過するため、早くしやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化増進計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業補助計画（第1章1）及び「整備計画一覧表（第2章2）」の「国土強靱化増進計画への記載」欄に「有」の記載をすること。（「ロップデザイン」の選択）
 なお、国土強靱化5年追加化対策事業（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業、ブロック塀等改修整備事業）については、地域計画の策定がない自治体は、原則採択を行わないこととする。

各事業分

ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するにあたり、市町村による支援であることから、その補助対象範囲については前記に規定する趣旨があるため、「国4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象施設等の取組について」をより厳格にすること。

イ また、当該に際して、各施設が設置可能な構造等の取組が確認できる事業、その他の必要と認められる事業に、（施設が設置可能な交付金）と合わせて国3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費明細シート」に記載の上、2割算出すること。

ア 非常対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が想定される地域にある施設・事業所に限る。当該地域については、別添3を参照することとする。

イ 国3に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。

ウ 取組期間中に安全点検等の取組が実施される場合は、申請額を減額することとする。

ア 建築物の維持管理の義務を怠ったことと認められたもの
 イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 エ 建築基準法等の法令違反がある状態を改善することを目的としたもの
 オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 カ その他、整備事業として適当と認められないもの
 キ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 建築物の維持管理の義務を怠ったことと認められたもの
 イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 エ 建築基準法等の法令違反がある状態を改善することを目的としたもの
 オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 カ その他、整備事業として適当と認められないもの
 キ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

補助対象外

ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 建築基準法等の法令違反がある状態を改善することを目的としたもの
 エ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 カ その他、整備事業として適当と認められないもの
 キ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 建築基準法等の法令違反がある状態を改善することを目的としたもの
 エ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 カ その他、整備事業として適当と認められないもの
 キ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したものの
 イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業

基準価値
 200.1円/㎡以下の施設を基準価値とする。
 ア 申請費、企画費、取組費（電気及び水道費がかかるもの）
 イ 取組費（公的機関（国連機関又は市町村の建設課等の関係者）、工事員等事業等の関係者等）※公的機関の発注が難しい場合は、工事員等事業等の関係者を算入すること。

提出が必要な添付資料
 下記の書類を提出すること。
 ア 申請書、企画書、取組費（電気及び水道費がかかるもの）
 イ 見積書（公的機関（国連機関又は市町村の建設課等の関係者）、工事員等事業等の関係者等）※公的機関の発注が難しい場合は、工事員等事業等の関係者を算入すること。

